

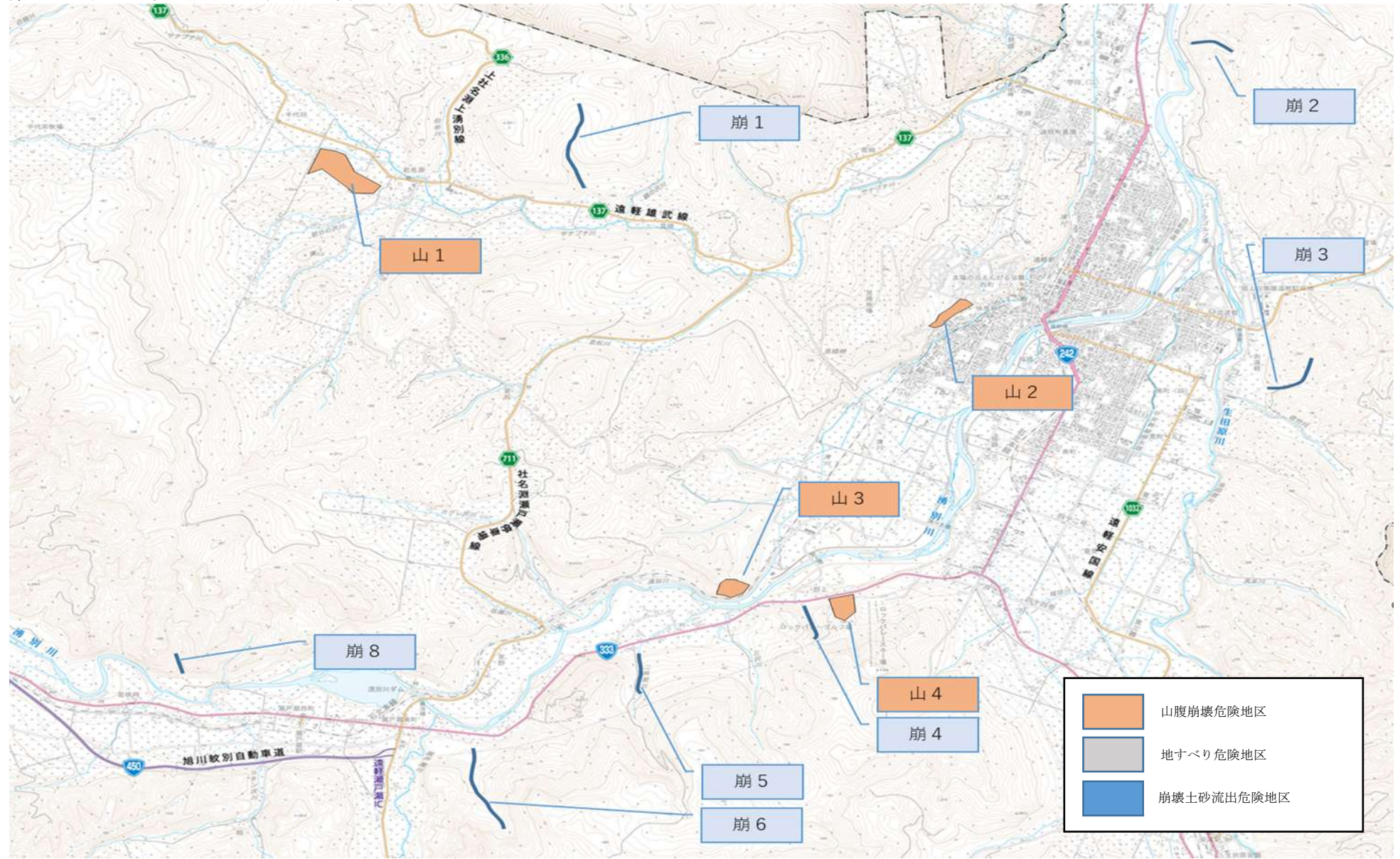
第14 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

区分	施設名	所在地	電話番号
高齢者施設	デイサービスセンターひまわり	岩見通北7丁目	0158-42-9232
高齢者施設	有料老人ホームひなた	岩見通北7丁目2番地91	0158-46-3370
高齢者施設	デイサービス遊らいふ	大通北5丁目1番地14	0158-42-7770
高齢者施設	コスモスの郷 ゆうゆう	大通北4丁目1番地39	0158-42-4165
高齢者施設	遠軽町デイサービスのびやか	1条通北1丁目	0158-42-2738
高齢者施設	遠軽町社協デイサービスのびやか2条通	2条通南1丁目7番地	0158-42-4355
高齢者施設	住宅型有料老人ホーム たんぽぽ	2条通南1丁目1番地3	0158-46-3358
高齢者施設	遠軽町社協グループホーム 春来	向遠軽263番地	0158-49-3110
高齢者施設	遠軽町社協小規模多機能ホーム きなり	向遠軽264番地4	0158-49-3100
高齢者施設	夢ふうせん そよかぜ	大通北4丁目1番地39	0158-46-3333
高齢者施設	グループホーム しらかば	生田原350番地	0158-49-4385
高齢者施設	医療法人緑紡会遠軽共立病院 介護医療院	大通北1丁目	0158-42-5215
児童施設	幼保連携型認定こども園ころ(中央幼稚園)	1条通南1丁目1番地10	0158-42-2518
児童施設	ひばり幼稚園	1条通北3丁目	0158-42-2496
児童施設	東保育所	1条通北3丁目	0158-42-5316
児童施設	西保育所	西町2丁目	0158-42-2034
児童施設	南保育所	福路1丁目	0158-42-1751
児童施設	安国保育所	生田原安国27番地2	0158-46-2055
児童施設	遠軽町東児童館	大通北6丁目4番地	0158-42-1236
児童施設	J A北海道厚生連遠軽厚生病院 保育所	大通北2丁目生活協同組合 コープさっぽろ店2階	0158-42-8836
児童施設	遠軽町共立病院内保育所	大通北1丁目3番地	0158-42-5215
障がい者施設	NPO法人 さわやか	大通北4丁目2番地95	0158-42-7748
障がい者施設	遠軽町地域支援活動センター	大通北4丁目2番地95	0158-42-8455

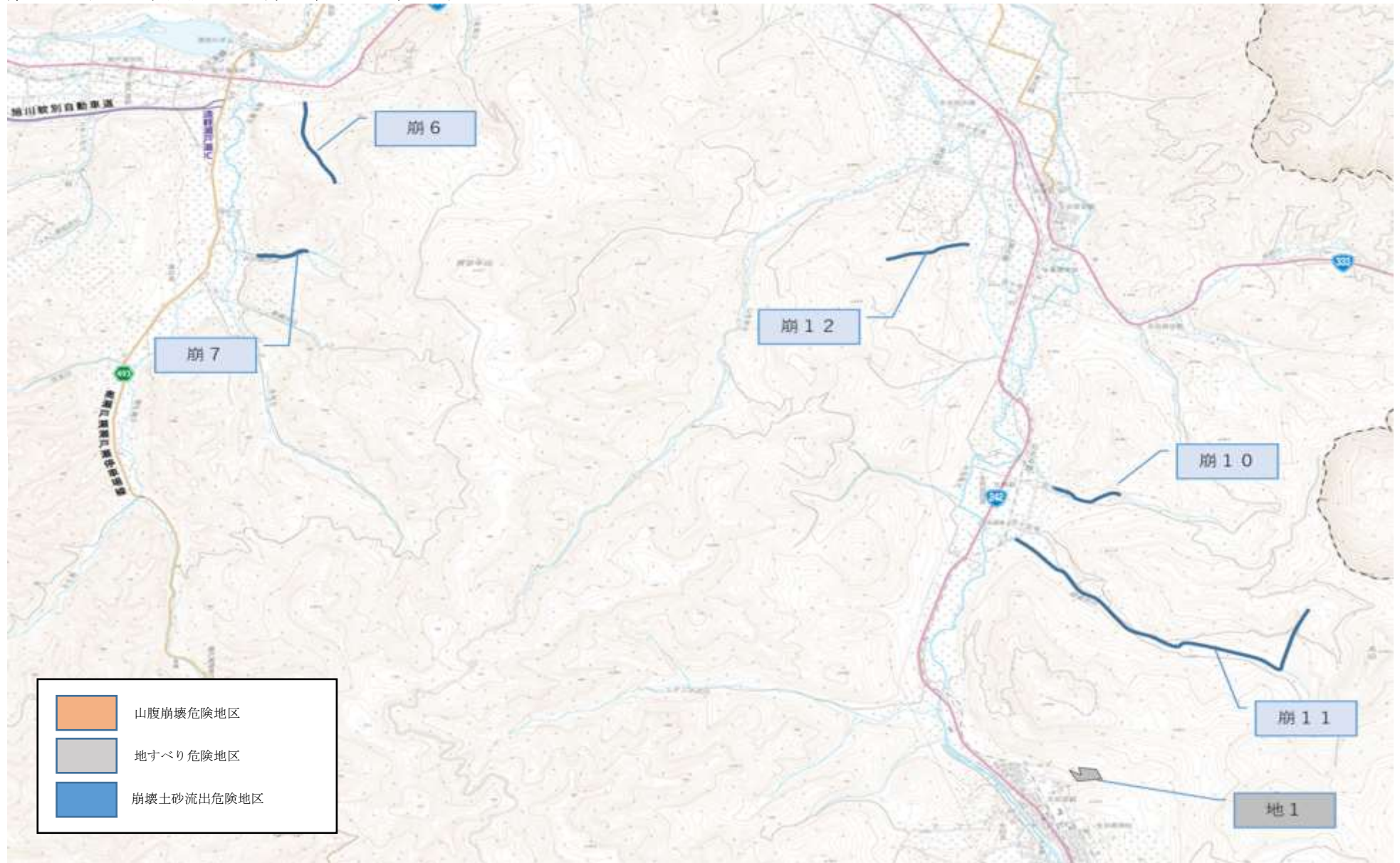
第 1 4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表

区 分	施設名	所在地	電話番号
障がい者施設	燦ホーム	生田原安国 2 4 2 番地 1	0158-46-2262
障がい者施設	向陽園	生田原安国 3 4 7 番地 2	0158-46-2525
障がい者施設	遊友ほたる	生田原安国 3 4 7 番地 2	0158-46-2460
障がい者施設	遊友やすくに	生田原安国 3 4 7 番地 2	0158-46-2525
障がい児施設	遠軽町母子通園センター	大通北 6 丁目 4 番地 2 5	0158-42-3890
障がい児施設	くれよん	生田原安国 3 0 2 番地 7	0158-46-2020
障がい児施設	ひまわり学園	生田原安国 3 0 2 番地 7	0158-46-2020
医療機関	遠軽厚生病院	大通北 3 丁目	0158-42-4101
医療機関	遠軽共立病院	大通北 1 丁目	0158-42-5215
医療機関	学田病院	岩見通北 6 丁目	0158-42-2741
学校	遠軽高校	南町 1 丁目	0158-42-2675
学校	遠軽中学校	大通北 5 丁目	0158-42-5155
学校	安国中学校	生田原安国 2 2 番 1	0158-46-2412
学校	遠軽東小学校	1 条通北 5 丁目	0158-42-1215
学校	安国小学校	生田原安国 2 7 1	0158-46-2117

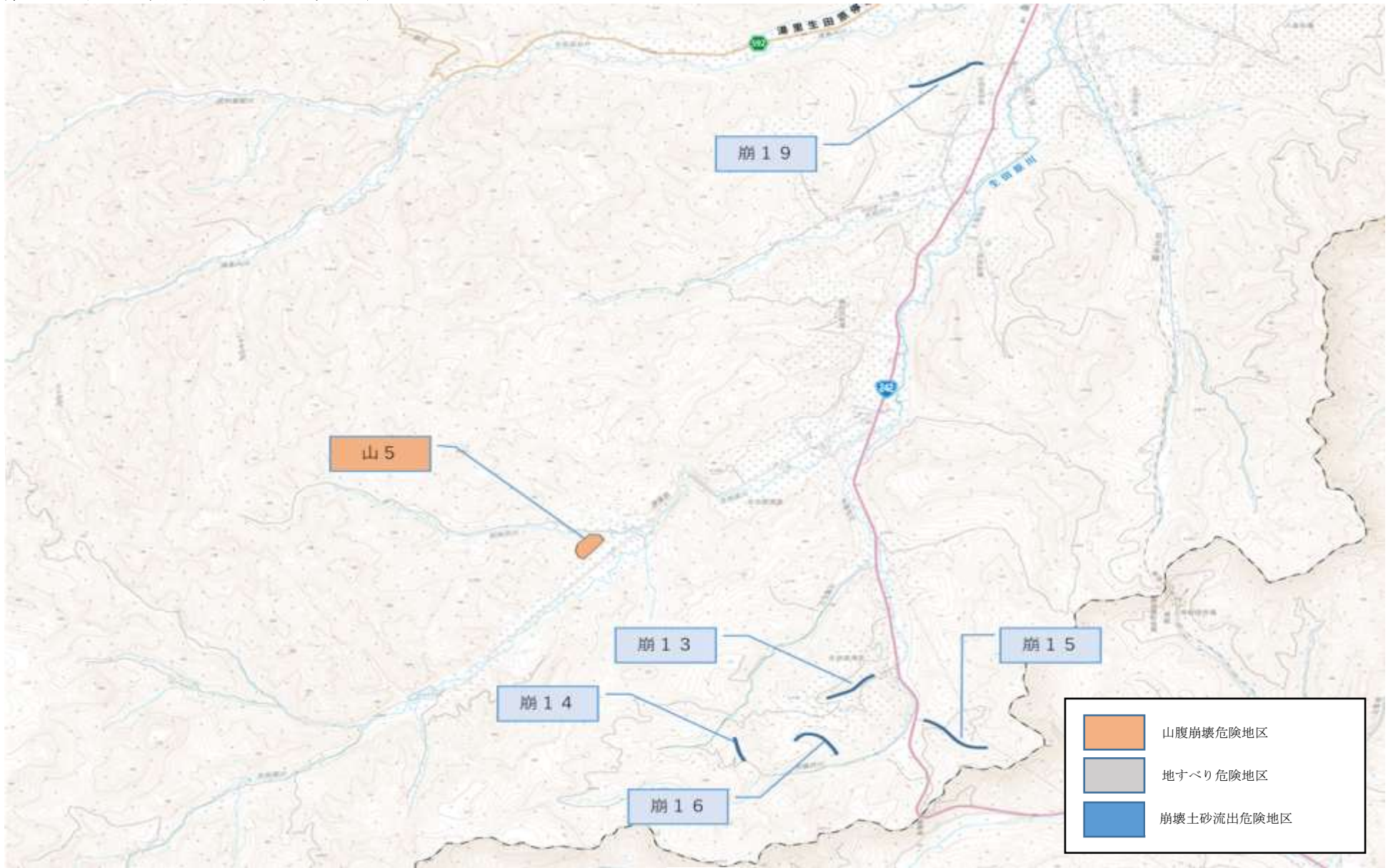
第15 山地災害危険地区（遠軽地域）



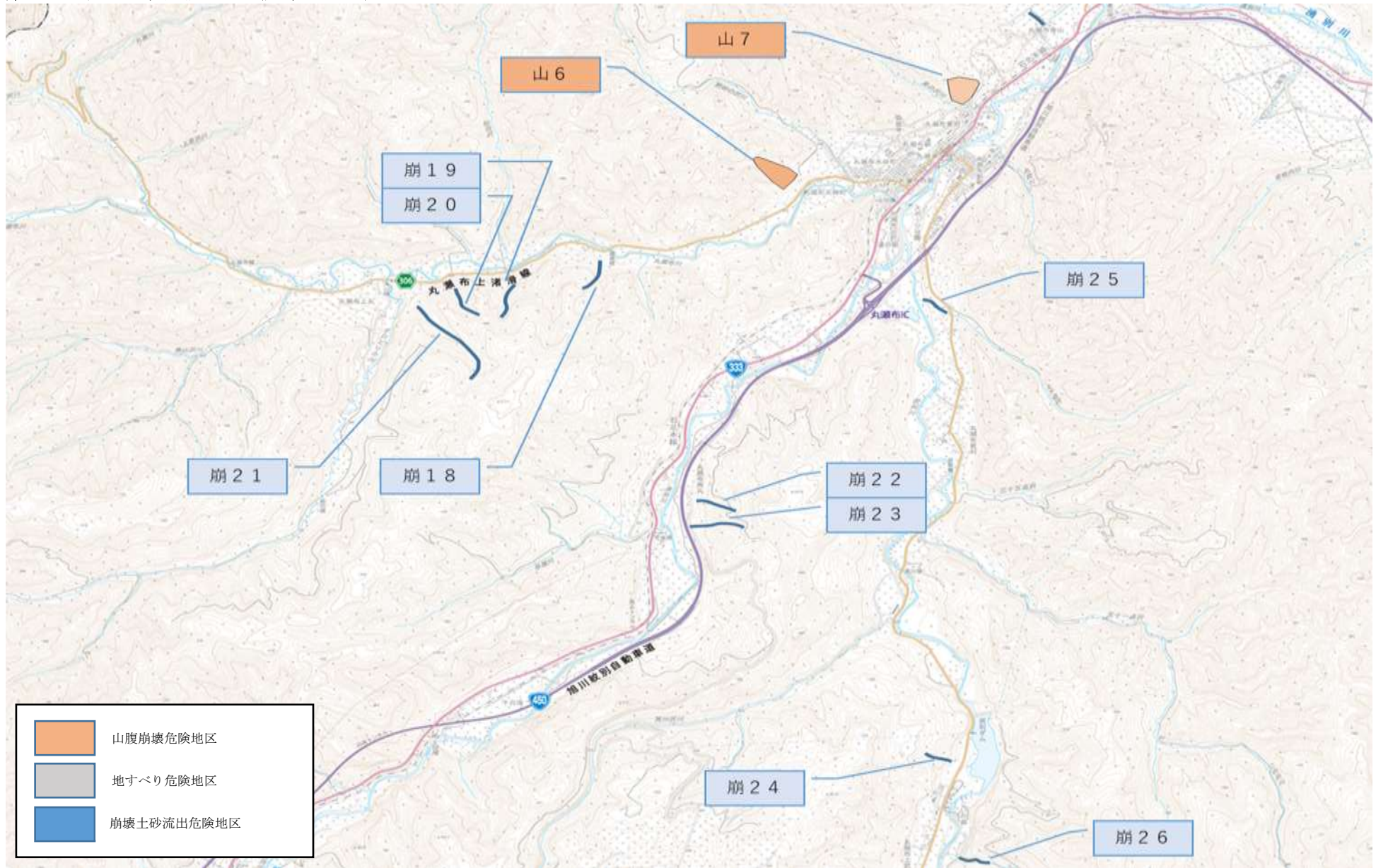
第15 山地災害危険地区（瀬戸瀬・生田原地区）



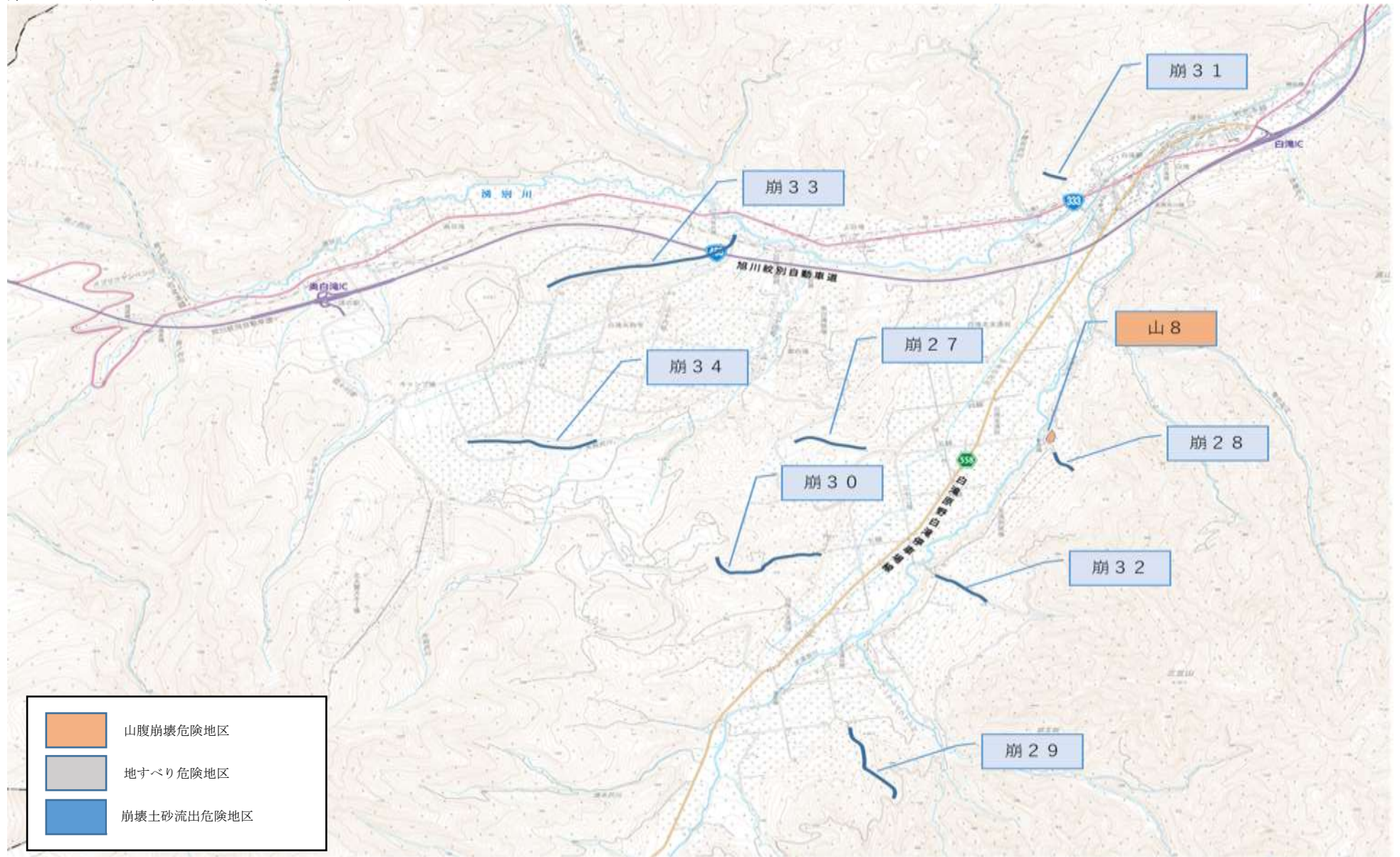
第15 山地災害危険地区（生田原地区）



第15 山地災害危険地区（丸瀬布地区）



第15 山地災害危険地区（白滝地区）



第16 防災資機材保有状況

1 町保有資機材等

備蓄場所 遠軽町1条通北3丁目 遠軽町役場本庁舎 (令和5年4月1日現在)

品名	数量	品名	数量
エンジンポンプ口径100mm, 5Kw	2台	大型土のう(黒) Φ1100×H1100	10個
排水ポンプ車 口径300mm(12インチ)×3	1台	飲料水容器(ポリタンク)10L	200個
水中ポンプ口径200mm 11Kw	6台	発電機2.0kVA	1台
水中ポンプ口径150mm 11Kw	1台	発電機3.5kVA	1台
照明車	1台	発電機45kVA	1台
土のう袋480mm×620mm	2000枚	発電機50kVA	1台
土のう袋250mm×900mm	200枚	発電機75kVA	1台
大型土のう(白) Φ1100×H1100	20枚	発電機90kVA	1台

備蓄場所 遠軽町生田原339番地1 遠軽町役場生田原総合支所

品名	数量	品名	数量
エンジンポンプ口径75mm	1台	発電機3.5kVA	1台
水中ポンプ口径50mm(排泥用)	2台		
スーパー土のう(袋型凝固)1m ³	180枚		
土のう 480mm×620mm	500枚		
飲料水容器(ポリタンク)20L	5個		
飲料水容器(ポリタンク)10L	19個		
発電機2.0kVA	1台		
発電機2.8kVA	1台		

備蓄場所 遠軽町丸瀬布中町115番地2 遠軽町役場丸瀬布総合支所

品名	数量	品名	数量
水中ポンプ22Kw口径250mm	2台		
スーパー土のう(袋型凝固)1m ³	20枚		
発電機1.6kVA	1台		
発電機2.8kVA	1台		
発電機3.5kVA	1台		
発電機80、200V-231V	1台		

備蓄場所 遠軽町白滝138番地1 遠軽町役場白滝総合支所

品名	数量	品名	数量
エンジンポンプ口径100mm	1台	発電機2.4kVA	1台
水中ポンプ50mm	1台	発電機3.5kVA	1台
土のう袋480mm×620mm	800枚		
大型土のう袋1100mm×1060mm	38枚		
飲料水容器(ポリタンク)20L	80個		
発電機1.6kVA	1台		
発電機2.0kVA	1台		

2 食料品等

(1) 非常食備蓄場所

(令和5年4月1日現在)

施設名 (住所)	チキンライス	五目ご飯	田舎ご飯	保存パン
遠軽町役場 (遠軽町1条通北3丁目1-1)	50	50	50	168
遠軽芸術プラザ「メトロプラザ」 (遠軽町岩見通南1丁目)		50		48
生田原総合支所 (生田原339番地1)	50	100	100	96
丸瀬布総合支所 (丸瀬布中町115番地2)	50	100	50	96
白滝総合支所 (白滝138番地1)	50	100	100	96
合計	200	400	400	504

(2) 災害用毛布等備蓄場所

(令和5年4月1日現在)

施設名 (住所)	毛布	カーペット	アルミ マット	備考 (毛布)
遠軽町役場 (遠軽町1条通北3丁目1-1)	0	0	0	132
旧遠軽小学校 (遠軽町西町2丁目)	540	160	240	100
保健福祉総合センターげんき21 (遠軽町1条通北1丁目)				34
遠軽芸術プラザ「メトロプラザ」 (遠軽町岩見通南1丁目)	80		40	
生田原総合支所 (生田原339番地1)	310	50	140	44
丸瀬布総合支所 (丸瀬布中町115番地2)	300	80	140	50
白滝総合支所(国際交流センター) (白滝138番地1)	340	80	140	40
合計	1570	370	700	400

※ 備考：日赤備品（毛布）

(3) 暖房器具備蓄場所

(令和5年4月1日現在)

施設名 (住所)	薪 ストーブ	石油 ストーブ	カセットストーブ	
			ハイパワー	ポータブル
旧遠軽小学校 (遠軽町西町2丁目)	17	2		
遠軽町役場 (遠軽町1条通北3丁目1-1)	0	3	6	
生田原総合支所 (生田原339番地1)	10	4	3	2
丸瀬布総合支所 (丸瀬布中町115番地2)	14	3	3	2
白滝総合支所(国際交流センター) (白滝138番地1)	5	4	3	2
合計	46	16	15	6

(4) 災害時要援護者用品備蓄場所

(令和5年4月1日現在)

施設名 (住所)	品名	数量
遠軽町役場 (遠軽町1条通北3丁目1-1)	哺乳瓶	5本
	ミネラルウォーター(1.5l)	558本
	粉ミルク	250食
保健福祉総合センターげんき21 (遠軽町1条通北1丁目)	ミネラルウォーター(1.5l)	102本
遠軽芸術プラザ「メトロプラザ」 (遠軽町岩見通南1丁目)	ミネラルウォーター(1.5l)	132本
生田原総合支所 (生田原339番地1)	哺乳瓶	1本
	ミネラルウォーター(1.5l)	96本
	粉ミルク	50食
丸瀬布総合支所 (丸瀬布中町115番地2)	哺乳瓶	1本
	ミネラルウォーター(1.5l)	96本
	粉ミルク	60食
白滝国際交流センター (白滝138番地1)	哺乳瓶	1本
	ミネラルウォーター(1.5l)	96本
	粉ミルク	50食
合計	哺乳瓶	10本
	ミネラルウォーター(1.5l)	1080本
	粉ミルク	400食

3 遠軽町水道事業管理者保有上下水道資機材

(1) 給水資機材

(令和5年4月1日現在)

品名	数量	保管場所	摘要
給水タンク	12台	清川浄水場	1.0m ³ 2個、2m ³ 10個
	1台	白滝総合支所土木倉庫	2.0m ³ 1個
	2台	白滝総合支所土木車庫	0.5m ³ 2個
ポリタンク	330個	清川浄水場	200 25個、100 305個
	50個	役場水道課車庫	100 50個
	150個	旧警察車庫	100 150個
	10個	生田原総合支所重機車庫	200 10個
	100個	白滝総合支所土木車庫	200 100個
給水袋	1,500枚	清川浄水場	50 1,000枚、100 500枚
	500枚	生田原総合支所	60 500枚
	450枚	丸瀬布総合支所	60 450枚
	500枚	白滝総合支所	60 500枚
水中ポンプ	2台	清川浄水場	口径100mm 1台、25mm 1台 (清掃用)
	5台	清川浄水場	口径50mm (清掃用)
	1台	生田原浄水場	口径50mm (清掃用)
	1台	生田原総合支所重機車庫	口径50mm
	3台	丸瀬布浄水場	口径50mm (清掃用)
	2台	旧白滝浄水場	口径50mm (清掃用)
エンジンポンプ	1台	生田原総合支所重機車庫	口径75mm
	1台	旧白滝浄水場	口径75mm
発電機	3台	清川浄水場	100V用3台 (瀬戸瀬・社名淵・排水池用)
	2台	生田原総合支所重機倉庫	100V用2台
	1台	旧白滝浄水場	100V用1台
	1台	丸瀬布浄水場	75KVA 200V 217A (丸瀬布浄水場)
	1台	清川浄水場	10.5KVA 200V 30.3A (水穂排水池用)
	1台	学田配水場	10.5KVA 200V 30.3A (留岡排水池用)

(2) 下水道仮設資機材

(令和5年4月1日現在)

品名	数量	保管場所	摘要
水中ポンプ	5台	遠軽下水処理センター	11Kw 2台、3.7Kw 3台
	1台	丸瀬布せせらぎセンター	口径50mm
エンジンポンプ	6台	遠軽下水処理センター	15PS
	2台	遠軽ポンプ場	15PS
発電機	1台	遠軽下水処理センター	75KVA 200V 217A
	1台	南町ポンプ場	80KVA 200V 231A
	1台	対遠橋ポンプ所	13.3KVA 200V 38.4A
	6台	丸瀬布せせらぎセンター	10.5KVA 3台、6.5KVA 2台、12.5KVA 1台
	2台	白滝浄化センター	6.5KVA 2台

4 車輛保有状況

(令和5年4月1日現在)

種 別	人乗	遠 軽		生田原		丸瀬布		白 滝	
		台数	乗車定員	台数	乗車定員	台数	乗車定員	台数	乗車定員
普通 (乗用)	5	5	25人					1	5人
小型 (乗用)	5	9	45人	2	10人	2	10人	1	5人
小型 (バン)	2	8	16人	2	4人	3	6人	2	4人
軽乗用車	4	2	8人						
ワゴン車	4								
	5	7	35人	1	4人	3	15人	2	5人
	7	3	21人	2	5人	1	5人		
	8	4	32人	1	7人	1	8人	1	8人
	10	2	10人					1	10人
バス	14	1	20人			1	39人	1	14人
	20	1	25人			1	42人		
	25	2	29人						
	26	1	37人					3	78人
	29	1	52人						
	39	1	55人			1	39人		
	42			1	42人	1	42人		
	52	1	52人						
	55	1	55人						
59	1	59人							
キッチンカー	3	1							
ダンプ	2	1	2人						
	3	1	3人	1	3人	1	3人	1	3人
軽トラック	2	4	8人	1	2人	1	2人	2	4人
道路作業車	2			1	2人			1	2人
	7	1	7人						
冷蔵冷凍車	2	1	2人						
	3			1	3人	2	6人		
公共応援作業車	2	3	6人			1	16人	1	6人
	5	2	10人	2	10人	1	5人	1	5人
合 計		61	515人	14	89人	29	161人	20	158人

5 特殊大型車輛保有状況 (単位:台)

(令和5年4月1日現在)

機械等の名称	遠 軽	生田原	丸瀬布	白 滝
ブルドーザー		1		
グレーダー	1	1		
ショベルローダー	5	1		2
小型シャベルローダー	2	1		1
除雪ダンプトラック	1	1		
ロータリー除雪車	2			1
合 計	11	5		4

第17 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本町の被害が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

別表 1

災 害 情 報				
報告日時	月	日	時現在	発受信日時
月	日	時	分	
発信機関 (総合振興局または振興局・市町村名等)			受信機関 (総合振興局または振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時		月	日	時 分
		災害の原因		
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時 分設置
(2) 災害救助法の適用状況	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時 分設置
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難					
		避難勧告					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
その他(住民等)			名				
	計		名				
その他	(今後の見通し等)						

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月	日	時	分	災害の原因	月		日	時	現在			
災害発生場所														
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名				受信日時	月	日	時	分
	職・氏名					職・氏名					月	日	時	分
	発信日時		月	日		時	分	受信日時			月	日	時	分
項目		件数等		被害金額(千円)		項目		件数等		被害金額(千円)				
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所					
	行方不明	人						海岸	箇所					
	重傷	人						砂防設備	箇所					
	軽傷	人						地すべり	箇所					
計	人		急傾斜地	箇所										
② 住家被害	全壊	棟		計	道路		箇所							
		世帯			橋梁		箇所							
		人			小計		箇所							
	半壊	棟			市町村工事		河川	箇所						
		世帯					道路	箇所						
		人				橋梁	箇所							
	一部破損	棟				小計	箇所							
		世帯				港湾	箇所							
		人				漁港	箇所							
	床上浸水	棟				下水道	箇所							
世帯			公園	箇所										
人			崖くずれ	箇所										
床下浸水	棟		計	箇所										
	世帯		漁船	沈没流出	隻									
	人		破損	隻										
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	計	計	隻								
		その他	棟		漁港施設	箇所								
	半壊	公共建物	棟		共同利用施設	箇所								
		その他	棟		その他施設	箇所								
計	公共建物	棟	漁具(網)	件										
	その他	棟	水産製品	件										
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所						
			浸冠水	ha			治山施設	箇所						
		畑	流失・埋没等	ha			林地	箇所						
			浸冠水	ha			林産物	箇所						
	農作物	田	ha	その他		箇所								
		畑	ha	小計		箇所								
	農業用施設	箇所		一般民有林		林地	箇所							
	共同利用施設	箇所				治山施設	箇所							
	営農施設	箇所				林地	箇所							
	畜産被害	箇所				林産物	箇所							
	その他	箇所				その他	箇所							
	計					小計	箇所							
			計	箇所										

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬その他の	鉄道不通	箇所	—
火 葬 場	計	箇所		鉄道施設		箇所		
	計	箇所		被害船舶(漁船除く)		隻		
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話		回線	—	
⑩公立文教施設被害	計	件		電 気		戸	—	
	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—		
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—		
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—		
計		箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建 物	件		
罹災世帯数		世帯			危 険 物	件		
罹災者数		人			そ の 他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料(※別葉で報告)								
○災害発生場所								
○災害発生年月日								
○災害の種類概況								
○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱注意								
○応急対策の状況								
・避難の勧告・指示の状況								
・避難所の設置状況								
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況								
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況								
・自衛隊の派遣要請、出動状況								
・災害ボランティアの活動状況 ほか								

別表3

被害状況判定基準

被害区分	判断基準
① 人的被害	死者 当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者 災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院・通院・自宅療養)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者 災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院・通院・自宅療養)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯 生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
一部破損 全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。	

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流出、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土 木 被 害	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水 産 被 害	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害をうけなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば、得たであろう金額を推定算出すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば、得たであろう金額を推定算出すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば、得たであろう金額を推定算出すること。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	